



小木曾 健 Ogiso Ken

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 客員研究員

講演やメディア出演を通じ、ネットで絶対に失敗しない方法を伝えている。全国の企業・学校などで2,000回以上の講演。著書に『13歳からの「ネットのルール」誰も傷つけないためのスマホリテラシーを身につける本(コツがわかる!ジュニアシリーズ)』(メイツ出版、2020年)ほか多数

SNSでの誹謗中傷

今回は、ネットを舞台にした詐欺やウイルスを用いた犯罪、またSNS上で脅迫や強要などの犯罪被害に遭った場合の対処法などをお伝えしました。

今回は、みなさんが知らぬ間にやっ^{ひぼう}てしまっている「かも」しれない、SNSでの誹謗中傷についてのお話です。

私は捕まるんですか？

タレントや著名人が、SNSで理不尽な誹謗中傷にさらされ心を病む、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう……悲しいことにSNSが世の中に普及して以降、このような事件は後を絶ちません。誹謗中傷の問題は、私たちの社会が抱える解決が難しい課題と言えるでしょう。

実はこういった事件が大きく報じられる度に「私は捕まるのでしょうか？」という「身に覚えのある方々」からの相談、つまり自分が加害者だと認識している人からの相談が弁護士事務所などに殺到するそうです。

かくも関心を集める誹謗中傷の問題ですが、そもそも誹謗中傷とは何か、これを明確に説明できる方は意外に少ないようです。まずはここから確認してきましょう。

誹謗中傷とは

次の2つの発言を比べてみてください。

- ①「彼は足が遅い」
- ②「彼はのろまだ」

いずれも「彼」について述べていますが、①は彼に関する意見論評であり、一方で②は、彼の人格に向けられた、いわゆる誹謗中傷になります。

意見論評が「事実に基づいた批評や個人の見解」であるのに対し、誹謗中傷は相手を攻撃したり貶めたりする行為と言えます。少し乱暴ですが、「相手の振る舞い」を論じるものが意見論評、「相手の人格」を攻撃するものが誹謗中傷、と考えると覚えやすいでしょう。

では、なぜこのような区別が必要になるのでしょうか。私たちは「人の悪口を言ってはいけない」と教えられてきましたし、相手が「イヤだな」と感じる発言はすべて誹謗中傷でよいのでは、と思う方もいるかもしれません。ですが、実は「意見論評」と「誹謗中傷」の違いを意識することはとても重要なのです。

何でも「誹謗中傷」に

例えばネットに投稿された自分への意見。誹謗中傷でも何でもない、自分に向けられた単なる論評を目にした人が、それを「気に食わない」と感じ……そして次の瞬間、

「これは誹謗中傷だ！」

「私は今、誹謗中傷されている！」

と騒ぎ出せば、事情を知らない人達がそれに同調し、相手を委縮させ黙らせることもできるでしょう。こういった「相手を黙らせるための被害者ムーブ」が世の中に蔓延すれば、やがて正当な意見表明や論評が抑圧され、言論の自由が失われかねない深刻な事態に陥ります。

たとえ誰かにとって耳が痛い意見でも、それが正当な論評・意見であれば自由に論じられるべき。そのためにも、社会全体で意見論評と誹謗中傷の違いをしっかりと認識し、「今回のケースはどっちだ」と傍から見極めるスキルが必要になります。理不尽に相手を黙らせる「言ったもん勝ち」を許さないためにも、大切な知識としてぜひ知っておいてください。

侮辱罪と名誉毀損罪

少し話がそれましたが……では誹謗中傷は、そのすべてが罪になるのでしょうか？実は誹謗中傷そのものを罰する規定はありません。大抵のケースは「侮辱罪」や「名誉毀損罪」で取り扱われます。

まず侮辱罪ですが、これは事実を適示（具体的な事実を挙げる）せず公然と人を侮辱する行為に対して、1年以下の拘禁刑、または30万円以下の罰金等が科せられるもの。どういった発言が侮辱罪とみなされ、実際にどんなペナルティを受けているのかについては、「侮辱罪 実例」というキーワードでネット検索してみてください。法務省が公表している「事例集」などを見ることができます。なかなか目にする機会のない資料なので、ぜひ。

続いて名誉毀損罪ですが、これは公然と事実を示して相手の社会的評価を下げるような行為に対する刑罰で、3年以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金が科せられます。ポイントは「事実を示して」という部分。つまり本当のこと、例えば、あいつは前科者だとか、パワハラで解雇されたといった、端的な事実を述べただけでも、それが相手の社会的評価を下げる結果につながれば名誉毀損となる可能性が高い、ということです。「本当なんだから書かれても仕方ないだろう」と思われるかもしれませんが、名誉毀損は、それが事実かどうかではなく、「相手の社会的評価を低下させる行為であったか否か」で判断されます。

実はこれまで、侮辱や名誉毀損は民事訴訟で争うケースが大半でした。警察がこれらをあまり積極的に取り扱ってこなかったというのがその理由なのですが、最近は警察も侮辱や名誉毀損を事件として扱うようになり、それを報道で目にする機会も増えました。軽い気持ちでSNSに書いたものが、前科や前歴になりかねないということは知っておきましょう。

同時に、必ずしもすべての誹謗中傷が違法だったり、罪に問われるわけではない、ということも知っておいてください。あくまで一般論で

すが、例えば、「○○はバカだな」と書いたくらいでは、民事でも刑事でも罪に問われることは少ないでしょう（前後の文脈にもよりますが）。その程度なら日常における受忍限度内とみなされる可能性が高く、実際に罪に問われたり、賠償を求められたりするの、明らかに度を越えたもの、明らかに相手の社会的評価を低下させたもの、と考えるのとよいでしょう。

違法でなければ良いのか

ここまで誹謗中傷の定義や、罪に問われるケースなどを確認してきましたが、逆に違法でもない、罪にも問われない内容であれば、相手を攻撃するような内容を書いて良いのでしょうか？答えはYESでもありNOでもあります。

日本の言論の自由は、「何でも自由に論じてください。何を言っても、何を書いても構いません。その代わりに自分で責任を取ってくださいね」という考え方で成り立っていると思います。

例えば、「誰かを脅迫するような発言はご自由にどうぞ、でも脅迫罪という罪に問われますからね、言うのは止めないよ」というのが日本における表現の自由だと思います。むしろ「表現の責任」と呼ぶべきものでしょう。

ですが……違法とは言えない、罪にも問われない言葉のナイフで人が亡くなることがあります。テレビ番組への出演がきっかけで大勢の人間からバッシングを受け、命を絶ってしまった出演者がいました。不法行為による損害賠償請求の訴訟もありましたが、彼女を死に追い込んだ誹謗中傷の大半は、明確には違法性や犯罪が問えるとは言えないものでした。ですが、彼女は亡くなっているのです。

軽く肩を押されただけ、軽く小突かれただけでも、それを何千、何万、何十万回も繰り返されたら人は死んでしまいます。違法でなければ何を投稿してもよい、人が死んでも構わない、そんな社会がマトモなはずありません。世界に誇れる表現の自由を、私たちはちゃんと使いこなしているのでしょうか。試されているのは私たちのモラルです。